⑸　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

⑹　本工事は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者のうち技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は500万円程度（税込み）、建設工事の規模は35億円～40億円程度（税込み）を想定している。

⑻　本工事は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

本工事の電子入札システム及び入札情報サービス（ＰＡＳ）の登録は、「入札方式」を「公募型指名競争入札」としている。

⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。また、紙契約方式の承諾に関しては、九州地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⑿　本建設工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒀　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（本手続きに係る技術提案の範囲を除く。）

⒁　本建設工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和54年４月２日以降に生まれた者とする。

⒂　本建設工事は、施工現場付近に建設工事の特記仕様書に記載する仕様を満たす「快適トイレ」を設置することを原則とする。

⒃　本建設工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒄　本建設工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒅　本工事に係る優先交渉権者の選定及び技術協力業務の契約締結並びに建設工事の契約相手方の特定及び建設工事の契約締結は、本工事に係る令和２年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）は、九州地方整備局（港湾空港関係）における令和１・２年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む。）にあっては、九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,250点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,050点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,050点以上であること。）

⑷　特定建設工事共同企業体のすべての構成員、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体のすべての構成員にあっては、平成16年度以降に元請けとして、供用中の空港（飛行場を含む）における滑走路、誘導路又はエプロンの地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）の施工実績を有する者であること。

なお、上記において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該建設工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）にあっては、平成16年度以降に元請けとして、地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）の施工経験を有する者であること。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社の配置予定技術者が、平成16年度以降に元請けとして、地盤改良工事（盛土及び置換工法を除く）の施工経験を有する者であること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。